



業千勞動重易

國鐵千葉動力車勞動組合

〒280 千葉市要町2番8号(動力車会館)
電話 (鉄道) 千葉 2935・2936番
(公) 千葉 (22) 7207番

90.6.27 No. 3240

「JR体制」を追いつめた 木戸地労委闘争の勝利

また、この勝利は昇進
登用など、現在様々な
場面で露骨に行われてい

る、面談等を利用した組合脱退強要攻撃の一端を社会的に暴き出した。

「JR体制」を
突き崩す蟻の一穴

われわれは、この密室の中での出来事を立証するため、この間のJRによる差別・選別、不当労働行為の数々を全面的に暴き出して、闘いを進めてきた。強制配転・昇進差別・採用差別・運転士登用差別・勤労千葉組

は「密室」の中の出来事についても、組合主張どおりに認定したのである。つまり、JR当局の日 常的な不当労働行為は、それほどまでにデタラメ、露骨に行われている」とが、暴き出されたのだ。

木戸君が出向から復帰するに際しての「面談」の場面における組合脱退強要事件であり、いわば「密室」の中での不当労働行為であった。

会員だけを狙いうちにした業務停止攻撃、不当処分、団交での極めて不誠実な対応など、極めて多岐にわたる立証は、ぐうの音も出ないまでにJR当局を追いつめ、地労委

「密室」のなかでの
脱退強要の事実を
はつきりと認定！

支部木戸君に対する組合
脱退強要事件について、
組合側主張を全面的に認
める勝利命令を交付した。

表し、「取り消しを求める」と、またもや地労委命令不履行の態度を明らかにしている。

しかし、この勝利は、「JR体制」をまた一步確実に追いつめる極めて大きな勝利である！

木戸君に対する脱退強要は、冰山の一角にすぎない！しかし、この冰山の一角を暴き出した今回の勝利は、その背景にある膨大な、不当労働行為を毎日のように続ける「JR体制」を突き崩す蟻の一穴となるものである。この勝利をベースに、さ

東鉄労と相通じて
脱退強要を行つた
ことを認定！

さらに、第三の成果は、
この地労委の命令書では、
脱退強要が千葉支社と東
鉄労（当时）が相通じて、
行われたものであること
がはつきりと認定されて
いる。

地労委は、JR総連革
マルと結託したJRの異
常な体制をはつきりと指
摘し、弾劾しているので

脱退強要の実行者・河野・
土岐・川名・福島を許すな

この地労委命令の中では、組合と木戸君に対しても、はつきりと謝罪することを求める。とりわけ土岐千葉運転区長がこの間、まつたく非常識な、組合潰し攻撃をくりひろげていることを断じて許すことはできない！

土岐区長は木戸君に対して、かつてスト破りをし、国労を脱退したこと

ひとりは、言うまでもなく河野だが、後の三人は、土岐千葉運転区長、川名当時千葉運転区長（現在出向）そして、福島千葉運転区助役である。

われわれは、この四名物が四名いる。

を得々として、自慢しながら脱退強要を行つたといふのである。